働き方改革関連法2019年4月より順次適用開始

「働き方改革関連法」説明会

2018年6月29日に「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月以降、順次改正法の適用が開始されています。この法改正は、労働者を雇用する全ての事業所が対象になります。

説明会の後に、個別相談の申込をすることもできますので、この機会にぜひ受講していただき、早急な対応をご検討ください。

日 時:9月18日(水)

14 時 00 分~17 時 00 分(予定)

会 場:建設埼玉会館3階大会議室

講師:渡邉智(特定社会保険労務士)

内 容:働き方改革関連法について

定 員:50人(定員に達し次第締切)

受講料:無料

免税事業者にも大打撃!

「適格請求書保存方式」説明会

国は、仕入税額控除にあたり、「適格請求書」を必須 にしようとしています。登録番号が必要になります が、この番号は、消費税を納めている課税事業者のみ に与えられます。これにより、売上が少なくても課税 事業者にならざるを得ない状況に追い込まれる可能 性があり、仕事に影響が出ると思われます。

国は、2023年10月から本格実施するとしています。この機会にぜひ受講していただき、早急な対応をご検討ください。

日 時:9月19日(木)

14時00分~16時00分(予定)

会 場:建設埼玉会館3階大会議室

講師:小林全建総連税金対策部長

内容:適格請求書保存方式について

定 員:50人(定員に達し次第締切)

受講料:無料

正しく理解

申込方法: FAX でお申込下さい(FAX) 048-780-2020 申込締切:9月10日(火)(定員に達し次第締切)

ご希望の説明会に 〇を付けて下さい (両方受講も可)	9/18(水)働き方改革	革 9/19(木)適格請求書保存方式
氏 名	組合	合員番号
電話番号	F	FAX



建設埼玉 〒331-0812 さいたま市北区宮原町 4-144-1 賃金対策部 TEL 048-780-2000 FAX 048-780-2020

